七　農業協同組合（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第二号及び第三号の事業を行うものに限る。）及び農業協同組合連合会（同項第二号及び第三号の事業を行うものに限る。）
八　漁業協同組合（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第三号及び第四号の事業を行うものに限る。）、漁業協同組合連合会（同法第八十七条第一項第三号及び第四号の事業を行うものに限る。）、水産加工業協同組合（同法第九十三条第一項第一号及び第二号の事業を行うものに限る。）及び水産加工業協同組合連合会（同法第九十七条第一項第一号及び第二号の事業を行うものに限る。）
九　農林中央金庫
十　保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社
十一　金融商品取引法第二条第三十項に規定する証券金融会社
十二　金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者
十三　金融商品取引法第二十八条第二項に規定する第二種金融商品取引業を行う者
十四　金融商品取引法第二十八条第三項に規定する投資助言・代理業を行う者
十五　金融商品取引法第二十八条第四項に規定する投資運用業を行う者
十六　短資業者（貸金業法施行令第一条の二第三号の規定に基づき短資業者を指定する件（昭和五十八年大蔵省告示第百二十四号）に掲げる者をいう。）
十七　外国の法令に準拠して外国において銀行業（銀行法第二条第二項に規定する銀行業をいう。）を営む者（第一号又は第二号に掲げる者を除く。）
十八　外国の法令に準拠して外国において保険業（保険業法第二条第一項に規定する保険業をいう。）を行う者（第十号に掲げる者を除く。）
十九　外国の法令に準拠して外国において第十一号から第十五号までに掲げる者の業務を行う者
二十　外国の法令に準拠して外国においてコール資金の貸付け又はその貸借の媒介を業として行う者

（信用の供与等の額から控除される額）

第七条　規則第九十七条第一項第八号に規定する金融庁長官及び厚生労働大臣が定める額は、法第九十四条第一項において準用する銀行法第十三条第一項本文に規定する金庫の同一人に対する信用の供与等の額に係る次に掲げる額の合計額とする。

一　現金を担保とするもののうち当該担保の額
二　令第五条第十二項第一号又は第二号に掲げる法人が債務の保証を行うもののうち当該債務の保証の額
三　令第五条第十二項第一号又は第二号に掲げる法人が発行する債券を担保とするもののうち当該担保の額
四　第五条各号に掲げるものが債務の保証を行うもののうち当該債務の保証の額
五　第五条各号に掲げるものが発行する債券を担保とするもののうち当該担保の額
六　規則第九十六条第四項第九号イ及びハに掲げる勘定並びに自己資本比率告示第四十九条第一項の表百の項の中欄八に掲げる取引（現金又は有価証券による担保の提供に限る。）に係る信用の供与等の額のうち当該信用の供与等を行う原因となった派生商品取引を時価評価することにより算出した再構築コストの額（零を下回る場合に限る。）を零から差し引いた額
七　自己資本比率告示第二条又は第十一条の算式において調整項目の額とされる額
八　次に掲げる条件の全てを満たす同一人自身の自金庫預金の額
イ　対象取引（当該同一人自身の信用の供与等に該当する取引をいう。以下この号において同じ。）に係る債権と相殺契約下にあること。
ロ　同一人自身の債務超過、破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令その他これらに類する事由にかかわらず、当該取引に関連する国において対象取引に係る債権との相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること。
ハ　相殺契約下にある対象取引に係る債権とともにいずれの時点においても特定することができること。
ニ　継続されないリスクが、監視及び管理されていること。
ホ　対象取引に係る債権と相殺後の額が、監視及び管理されていること。

（特殊の関係のある者から除かれる者）

第八条　規則第九十九条第一号及び第二号に規定する金融庁長官及び厚生労働大臣が定める者は、法第五十八条の五第一項第四号又は第四号の二に掲げる会社とする。

○金融庁厚生労働省告示第八号

労働金庫法施行規則等の一部を改正する命令（平成二十六年内閣府令第十一号）附則第二条第二項の規定に基づき金融庁長官及び厚生労働大臣が定めるものは、労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁厚生労働省告示第七号）第八条第三項第三号に掲げるものとし、銀行法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百四十二号）の施行の日（平成二十六年十二月一日）から適用する。

平成二十六年十月二十二日

金融庁長官　細溝　清史
厚生労働大臣　塩崎　恭久

○金融庁厚生労働省告示第九号

銀行法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百四十二号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、労働金庫法施行令第五条第八項第二号に規定する法人で金融庁長官及び厚生労働大臣の定めるものを定める件（平成五年大蔵省労働省告示第三号）等の一部を次のように改正し、銀行法施行令等の一部を改正する政令の施行の日（平成二十六年十二月一日）から適用する。

平成二十六年十月二十二日

金融庁長官　細溝　清史
厚生労働大臣　塩崎　恭久

（労働金庫法施行令第五条第八項第二号に規定する法人で金融庁長官及び厚生労働大臣の定めるものを定める件の一部改正）

第一条　労働金庫法施行令第五条第八項第二号に規定する法人で金融庁長官及び厚生労働大臣の定めるものを定める件の一部を次のように改正する。

件名中「第五条第八項第二号」を「第五条第九項第二号」に改める。

（労働金庫法施行規則第百条第四項の規定に基づき労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件の一部改正）

第二条　労働金庫法施行規則第百条第四項の規定に基づき労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件（平成十年大蔵省労働省告示第七号）の一部を次のように改正する。

第二項中「第十三条第二項前段」を「第十四条の二第二号」に、「関連法人等（労働金庫法施行規則第五十六条第六項第二号に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）」を「労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）第五条の二第三項に規定する関連法人等」に、「に当該関連法人等」を「に当該金庫の関連法人等（労働金庫法施行規則第九十九条第二号に規定する関連法人等をいう。）」に改める。

金融監督庁
労働省